

公 告

高砂市伊保スポーツ広場の指定管理者の公募について、次のとおり公告する。

令和4年8月1日

高砂市長 都 倉 達 殊

1 高砂市伊保スポーツ広場（以下「スポーツ広場」という。）の概要

- (1) 所在地 高砂市梅井6丁目814番5
- (2) 敷地面積 19,854.94 平方メートル
- (3) 施設内容
 - 管理棟 273 平方メートル(木造平屋建て)
 - 倉庫（大 22.4 平方メートル、小 5.4 平方メートル）
 - フィールド 10,240 平方メートル(人工芝敷)
競技種目：サッカー、ラグビーフットボール、グラウンドゴルフ等
附属設備：照明装置
 - バスケットボールコート 700 平方メートル
バスケットボールコート 1 面（3 X 3：2 面）
附属設備：照明装置
 - ランニングコース
（ゴムチップ舗装、幅員 3 メートル、延長 463 メートル）
 - 噴水設備
 - 緑地（多目的スペース等 2,249 平方メートル）
 - 駐車場 90 台 2,134 平方メートル（アスファルト舗装）
- (4) 利用時間 午前 9 時から午後 9 時まで
- (5) 休 場 日
 - ア 毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に当たるときは翌日）
 - イ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
 - ウ スポーツ広場の保守に必要な日

2 指定管理者が行う業務

- (1) スポーツ広場の管理に関する業務
 - ア スポーツ広場の利用の受付及び許可（取消しを含む。）に関する業務
 - イ スポーツ広場の利用案内に関する業務
 - ウ スポーツ広場の利用に伴う附属設備等の貸出しに関する業務

- エ スポーツ広場の利用料金の収受に関する業務
- オ その他スポーツ広場の管理上市長が必要と認める業務

(2) スポーツ広場の維持管理業務

- ア スポーツ広場の施設及び附属設備の保守点検に関する業務
- イ スポーツ広場の清掃に関する業務
- ウ スポーツ広場の保安・警備に関する業務
- エ スポーツ広場の施設及び附属設備の小規模修繕に関する業務
- オ 備品類の管理に関する業務
- カ その他スポーツ広場の維持管理上市長が必要と認める業務

(3) その他の管理運営業務

- ア 本市や地域との連携事業に関する業務
- イ ホームページの開設・更新、情報誌の発行等の広報業務
- ウ 利用状況、入場者数等の統計に関する業務
- エ 目標管理に関する業務（各業務の数値目標設定、業務改善取組等）
- オ 利用者への満足度調査（アンケート、聞き取り及び電子メール）に関する業務
- カ 管理月報、モニタリングシート等の作成及び提出に関する業務
- キ 事業計画書の策定及び事業報告書等の作成に関する業務
- ク 事業評価（自己評価）に関する業務
- ケ 各関係機関との連絡調整に関する業務
- コ 指定期間終了時の後任の次期指定管理者への交代に伴う引継業務
- サ 予約システムに対応する業務

3 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 応募資格

次の(1)から(3)までを満たすものとする。

- (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 事前登録申込書により、指定管理者指定申請書の提出までに応募の意思表示をしたものであること。
- (3) 法人等若しくはその役員又は共同でグループを構成する団体若しくはその役員が、次に掲げる事項のいずれかに該当しないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 本市において職員であった者で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しないもの

- ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しから2年を経過しないもの
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触している者
- オ 地方自治法第92条の2及び第142条の規定に抵触している者。ただし、公益法人、本市の出資団体及び公共的団体に属する場合を除く。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続又は再生手続をしている者
- キ 国税又は地方税について滞納しているもの
- ク 高砂市指名停止基準（平成6年高砂市訓令第13号）の規定に抵触している者
- ケ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者

5 選定基準

- (1) スポーツ広場を利用する者に対し、平等な利用が確保されること。
- (2) スポーツ広場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) スポーツ広場の管理を適正かつ安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (4) その他市長が別に定める基準

6 問合せ先

高砂市健康こども部健康文化室文化スポーツ課

電話 079（443）9136

ファックス 079（442）2229

電子メール tact7420@city.takasago.lg.jp